

第七十三回 帝國議會 恩給金庫法案外一件委員會議錄(速記)第四回

衆議院 恩給金庫法案

(一三六)

昭和十三年二月二十二日(火曜日)午前十時

三十七分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 前田房之助君

理事坂東幸太郎君 理事森 幸太郎君

理事最上 政三君 理事江藤源九郎君

理事小笠原八十美君

川合 直次君

村瀬 武男君

高橋 義次君

馬岡 次郎君

伊豆 富人君

塚本 重藏君

松本治一郎君

出席政府委員左ノ如シ

内閣恩給局長 高木 三郎君

法制局長官 船田 中君

陸軍政務次官 加藤久米四郎君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

陸軍歩兵大佐 及川 源七君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

恩給金庫法案(政府提出)

恩給法中改正法律案(政府提出)

○前田委員長 是ヨリ開會ヲ致シマス——

曾和義式君
〔居ラレマセヌト呼フ者アリ〕

○前田委員長 ソレデハ直グ呼ビニ行キマスカラ……

最上政三君ニ御詰リ致シマスガ、厚生省

ノ政府委員ノ出席ヲ要求申デアリマスガ、

マダ出席ガアリマセヌ、出席ガアリマス迄

質問ヲ保留サレマスカ——ソレデハ曾和義

式君

○曾和委員 此度提案ニナリマシタル恩給

法中改正法律案ハ、此度ノ事變關係ニ關ス

ル比較的下級者ノ恩給其他ノ増額ヲ主眼ト

サレタモノニアリマシテ、此御方針ニ付キ

マシテハ、私共甚ダ結構ニ存ズル次第デア

リマス、併シ巨細ノ點ニ付キマシテハ二三

後程伺ヒタイト思ヒマスルガ、此恩給法中

改正法律案ヲ出サレマシタ機会ニ、私ハ現

行恩給法ニ付テ二三御伺シタイト思フノデ

アルカ、果シテ是ハ権利ト云フ言葉ヲ使ッテ

宜イノデアラウカ、果シテ此恩典ニ浴スル

コトガ権利デアルノデアルカ、斯ウ云フ文

字ガアリマスルガ爲ニ、最近受給者ノ中ニ

ナルモノハ、明治初年ニ於ケル 明治天皇ノ

非常ナ優渥ナ大御心カラ出々所ノ恩典デア

文官、教育職員、待遇職員ニ普通恩給ヲ
給セラルベキ年限ガ規定セラレテ居リマ
ス、ソレニハ十七年以上ト云フコトニ
準ハ何ヲ目安トシテ定メランテ居ルカ、又
第六十一條ノニ依リマスト、准士官以上
ノ軍人、第六十一條ノニ依リマスト下士
官以下ノ軍人、何レモ一方ハ十三年デアリ
マスガ、一方ハ十二年、其他警察、監獄職
員モ同ジク十二年以上トナツテ居リマスガ、
此目安ハ何處ニ置カレテ居ルモノデアルカ、
之ヲ更ニ在職年數ヲ引延バヌ御考ハナイカ
ト云フコトヲ御伺シタイノデアリマス

○高木政府委員 普通恩給ノ最低在職年限
ニ付キマシテヘ、大體外國ノ事例等ヲ參酌
致シテアルノデアリマス、官吏トナル者ガ
基礎ノ教育ヲ受ケマシテ就職致シマス最初
ノ年齢ハ、先ヅ二十五歳乃至三十歳、比較
的早イ者ガ其程度ニナルト思ヒマスガ、ソ
レカラ計算致シマシテ、十五年乃至二十年
位ノ範圍ニ於テ恩給年限ニ到達スルト云フ
コトガ適當ダト云フ風ニ考ヘテ居リマス、
是モ外國ノ例ニ依リマスト、モット長イ年
數ノ所モアリマスガ、又内地ノ市町村等ニ
於テヘ、ソレヨリモモット短イ年限ノ所モア
ルノデス、元來普通恩給ヲ給賜サレマス基

穢ハ、是ハ只今ノ御説カラ言フト總カデナ
イカモ知レマセヌガ、大體ガ獲得能力ヲ失
フ、其獲得能力ニ對シテ國家ガ恩惠的ニ權
利ヲ興ヘルト云フコトニナリマスノデ、或
ル一定年限ニ達スレバ、追々ニ役人ナラ役
人トシテノ能力ガ低下シテ參ル、其低下シ
テ來タ所ノ役人ガ退職致シマスレバ、早速
ソレニ對スル生計ノ問題ニナッテ來ル、詰リ
獲得能力ノ喪失ニ對スル填補ト云フ意味デ
恩給ヲ與ヘテ居リマス、ソコデ獲得能力ニ
對スル問題カラ考ヘマスト、精神的ニ働く
方面ト、稍、肉體的ニ働く方面トハ違フト
思ハレル、一般官吏、教育職員等ハ大體ニ
於テ精神的方面ノ能力ノ消耗ト言フコトガ
出來ルト思フノデアリマス、隨テ其年數ハ
肉體的ニ勞働スル方面ヨリモ幾ラカ長クテ
モ宜シイ、警察監獄職員トカ、或ハ軍人ト
カ云フヤウナ方面ニ於キマシテハ、肉體上ノ
労力ガ多イ、隨テサウ云フ方面ノ仕事トシ
テノ獲得能力ノ喪失ハ一般文官ヨリモ短イ
ト云フ意味ニ於キマシテ、警察監獄職員ヲ
十二年ニシ、軍人ヲ十三年ト云フヤウナ、
一般文官ヨリモ低イ年數ヲ基準ト致シタ譯
デアリマス、此在職年ヲ延バス考ガナイカ
ドウカト云フ御尋ニアリマスガ、此問題ニ
付キマシテハ、私共永年恩給ノ方ヲヤッテ

居リマス者ノ立場カラ考ヘマスト、其時々
ニ依ツテ考ヘ方ガ違フノデアリマスガ、只今
ノヤウナ時勢ニナレバ、恩給ヲ或ル程度ニ
ルト思ヒマス、併シ又或ル時代ニナリマス
ト、恩給ノ額ガ財政上ノ負擔ニ堪ヘラレナ
イ、所謂恩給亡國論ト云フヤウナ聲ヲ聞ク
ヤウナ時代モアツタノデス、根本ニ於テ恩給
制度ヲ如何ニ持ツテ行クカト云フコトハ非
常ニ難カシイ問題ダト私共ハ考ヘテ居リマ
ス、恩給制度ノ根本ノ改革ヲ致シマス際
ニ、恩給ト云フモノヲ總テ無クナシテシマ
スガドウカ、是ハマア極端ナ考方デアリマ
スガ、ソコ迄行カナイトシマシテモ、在職
年ノ延長ト云フコトハ先ツ考ヘラレル事柄
デアルト思フノデアリマス、此點ニ付キマ
シテモ、恩給當局ト致シマシテハ、相當考
慮ハ致シテ居ルノデアリマス、併ナガラ就
職ノ最初ノ年齢等カラ考ヘマシテ、又段々
官吏ノ數ガ殖エテ參リマシテ、淘汰サレル
機會ガ多クナリマス關係上、之ヲ餘リニ延
バセバ恩給年限ニ達シナイ者ガ相當出來テ
然恩給ヲヤラナイト云フヤウナコトデアレ
デゴザイマスカラ、ソコヲ考ヘマスト、全
バ別デゴザイマスガ、或ル程度ニ於テ能力

ヲ喪失シタ者ニ對シテ恩給ヲヤルト云フコ
トヲ考ヘマス以上ハ、餘リニ此年數ヲ延バ
スコトハ出來難イコトダト思ヒマス、モウ
ノ在職年ヲ引延バシマスコトハ、實ハ軍隊
ノ教育上ト申シマスカ、サウ云フヤウナ方
面ノ事情カラ致シマシテ、困難ナ事情ニア
ルノデス、只今ノ所ト致シマシテハ、是以
上ニ在職年ヲ延長スルコトハ急速ニハ實現
シ難イ、但シ恩給制度ノ根本ニ付テノ改革
ト云フコトハ、尙ホ將來トモ十分研究シナ
ケレバナラナイ事項ダト云フ風ニ考ヘテ居
リマス

ウ恩給ヲ貰フ、斯ウ云フコトニナツテ居リマス、所ガ一方恩給停止條件ヲ見マスト、普ニ満ツル月マデハ單ニ六分ノ一ダケラ停スル、三十五歳以上四十歳ニ満ツル月マデハ八分ノ一ノミヲ停止スルコトニナツテ居リマス、デスカラ四十歳ヲ超エタ人ハ法規ノ命ズル所ノ恩給ヲ全部貰ハレルト云フコトニナルノデアリマスガ、四十七ヤ四十五デ獲得能力ガナクナルト見ラルベキモノデアルカドウカト私ハ考ヘルノデアリマス、デアルカラ全般的ノ在職年數ヲ延バスト云フコトガ只今考ヘラレナイナラバ、此停止條件ニ於テ、例ヘバ三十五歳ニ満ツル迄、或ハ三十五歳以上四十歳マデ、四十歳以上四十五歳マデト、相當段階ヲ付ケテ恩給ノ停止條件ト云フモノヲモウ少シ殖ヤス必要ハアルマイカ、三十五ヤ四十デ恩給ヲ貰ッテ若年寄ニナリ、却テ其人間ノ進取ノ氣象ヲ阻碍スル、下卑タ言葉デアリマスケレドモ、何ダカスウ物貰ヒ根性ニナツテ、徒ニ他人ニ賴ルト云フコトニナル、サウデナシニ、本當ヲ言ヒマスナラバ、少クトモ私ハ大體五十歳位以上ニ於テ獲得能力ヲ減殺スルノデハナイカト思フノデアリマス、最近或ル方面カラノ陳情ニ依ツテ私聞イタノデアリマス、

スガ、日清、日露兩役は從軍シタ軍曹ガ僅カ二箇月ノ所デ恩給ヲ貰ッテ居ナイ、勿論ソレハ法規ニ従ツテデアリマスガ、一方又其當時一時賜金ヲ貰ッタノデアリマス、併シ其人ガ今日老年ニ及ンデ、自分自身ハ今更欲シイトハ思ハナイガ、斯ウ云フ方面ノコトヲ考ヘテ貰ヘナイカト云フ陳情モアッタ、世間ニハ左様ナ人モアリマス、ニモ拘ラズ、一方ニ於テハ今日文官ナリ教育職員ト云フモノハ、洵ニ平和ナ安全ナ職業ダト私ハ考ヘテ居ル、往年明治初年ノ如ク、官吏ハ居惡カッタ、或ハ明治政府草創ノ際デアッテ、甚ダ激務ニ從事シタ時代ト今日トヲ比べマスルト、勿論今日デモ文官諸君ノ中デモ激務ニ御從事下サツテ居ラレマスル人ニ對シテハ私共ハ洵ニ感謝ニ堪ヘヌノデアリマスガ、併ナガラ他ノ一部ニハ甚ダ綱紀ガ弛緩シテ如何カト思ヘレル點ナキニシモアラズト考ヘテ居ル際ニ、此恩給ノ停止條件ダケデモ一ツ御改正ニナッテ、サウシテヨリ能ク國民ヲシテ官吏諸君ニ感謝セシメ、官吏諸ニナサルト云フ御考ハアルマイカドウカト云フコトニ付テ御伺致シマス

喪失ト云フ風ニハ見テ居ラナイノデス、是ヤウナ普通恩給ヲ給セラル、場合ニ於テ、其最低限ニ達シタ場合ニ於テ獲得能力ノ全ハ昨日増加恩給ニ付テ申上ゲマシタ際ニモシコトヲ申上ゲタノデアリマスガ、マダ年齢ノ比較的若イ者、ソレガ所定ノ年限ニ達シテ辭メタト云フヤウナ場合ニ於テハ、多少残存能力ガアルモノト考ヘテ宜カラウト思ヒマス、ソレガ爲ニ年次ガ段々古クナリマスニ從ツテ加給ヲシテ參リマシテ、最高限、文官デアリマスレバ四十年、武官デアリマスレバ在職五十年マデヲ加給ヲ致シテ居リマス譯デアリマス、ソレデアリマスカラ、普通恩給ヲ受ケマシタ者ノ全部ガ能力ヲ全部喪失シテ居ルト云フコトデアリマセヌデ、マダ其中ニハ或ル程度ノ殘存能カヲ持ツ者ガアルト考ヘテ宜シカラウト思ヒマス、隨テ國家ノ大局カラ考ヘマシタ場合ニ、殘存能力アル者ヲ唯無爲ニ遊バセテ置クト云フコトデナクテ、ヤハリ國家ノ爲ニ殘存能力ノ範圍ニ於テ活動セシムルト云フコトガ宜シイコトヂヤナイカト思フノデス、又餘リニ若イ年齢ノ者ニ恩給ヲ給スルト云フコトハ、恩給ノ本來ノ目的デアリマセヌノデ、理想カラ申シマスレバ、獲得能力ノ全部喪失シタ、或ハソレニ近イ

ト云フヤウナ程度ノ者ニ十分ナル給與ヲ致
共常ニ考ヘテ居リマスコトハ、例ヘバ僅カ
バカリノ——言葉トシテハ悪イコトカモ存
ジマセヌガ、僅カバカリノ小遣錢的ノ恩給
ヲ給與スルト云フコトハ、恩給ノ制度ノ本
來ノ目的カラ考ヘテ望マシイコトデナイト
思フノデアリマス、ソレデアリマスカラ、
制度ノ根本改正ト云フ場合ニ於キマシテ
ハ、サウ云フヤウナ點ヲ十分ニ考慮致シマ
シテ、改正スル必要ガアルト私共ハ考ヘテ
居リマス、其根本改正マテノ成案ヲ實ハマ
ダ得テ居リマセヌシ、又根本改正ヲ致シマ
スコトニ付テハ非常ニ大キナ障礙ガアルダ
ラウト考ヘルノデアリマス、恩給法ヲ一部
改正スルニ付キマシテサヘモ色々ノ困難方
伴フノデアリマスカラ、此制度ヲ根本的ニ
改正スルヤウナ大改正ヲ行フト云フコトハ
可ナリ困難ヲ伴フコトデアリマスカラ、急
速實現出來ルカドウカ分リマセヌガ、兎モ
角將來ノ問題トシテハ、恩給制度ノ根本ヲ
モウ一度再検討スル必要ハアルト私共ハ考
ヘテ居リマス、ソレ迄ノ期間只今御話ニナ
リマシタヤウナ停止ノ規定ノ活用ニ依リマ
シテ或ル程度ノ矛盾ヲ防イデ行クト云フコ
トモ是ハ洵ニ御尤ナコトデアリマシテ、實

第六類第七號 恩給金庫法案外一件委員會議錄

第四回 昭和十三年一月二十一日

吾々ノ考ヘテ居リマスヤウナ理想ニ一足飛
マスガ、是モ色々ノ事情カラ致シマシテ、先年第五十八
條ノ第三號ノ規定ヲ追加ヲ致シタ譯アリ
ニ行クト云フコトガ困難ナノデアリマス、
實ハ今回ノ改正ノ際ニモ多少其コトハ考ヘ
テ見タノデアリマス、年齢ノ引上トカ、或
ハ之ヲ段階的ニ停止ヲシテ行クト云フヤウ
ナコトモ考ヘテ見タノデアリマスガ、尙ホ
其根本ニ今少シク研究ヲスル必要ガアルト
考ヘマシテ、今回ノ改正案ニハ之ヲ加ヘナ
カツタノデアリマス

○會和委員 次ニ改正サレマンタル問題ニ
付テ御伺致シマスガ、既ニ最上君カラ甚ダ
詳細ナル御質問ガアリマシタノデ、私ハ簡
單ニ一二御伺シタイト思ヒマス、最初ニモ
申上ゲマシタヤウニ、増加恩給ニ於キマシ
テモ、傷病年金ニ於キマシテモ、或ハ傷病
賜金ニ致シマシテモ、遺族扶助料ニ致シマ
シテモ、比較的下級者ニ増額サレマシタコ
トハ私國民ノ一人トシテ甚ダ感謝ニ堪ヘナ
モノハ總テ兵役免除ニナルベキ人デアルト
承ツテ居リマス、所ガ第四號表ニ出マス目症
ノ人々ハ、現行法ニ依リマスルト、現役、

豫備後備ノ服役免除ニナッテ、之ハ國民兵役ノ籍ハアルト云フコトヲ承ツテ居ルノデアリマスガ、今度ノ改正デ此第一目、第二目ガ第四款症ニ上ダラレタト云フコトニナリマスト、其關係ハドウ云フコトニナルノデアリマセウカ、チヨット御伺シタイト思ヒマス

○加藤政府委員 説明員カラ説明致サセマス
○及川陸軍歩兵大佐 此兵役關係ト恩給ト云コトニ付キマシテハ、從來ハ兵役ノ一種以上ヲ免ゼラレマシタモノガ、其症狀ニ依リマシテソレニ該當スル所ノ恩給ヲ給セラレルコトニナシテ居ツクノデアリマス、然ル所先年兵役法ノ改正ニ依リマシテ、所謂不具者ト迄ハ至リマセヌ例ヘバ小指程度位ト云ヤウナ非常ナ輕症ナ者ニ付テハ、之ヲ以テシテモ兵役ニ堪ヘルト云フコトカラ、之ヲ合格者ト認メマシテ兵役ニ從事セシメルコトニナツタノデアリマス、サウ云フヤウナ關係カラ此恩給法ノ上カラ見マスト、一方ニ於テ兵役ニハ堪ヘルガ爲ニ之ヲ除役スルト云フ處分ヲスルコトガ出來ナイト云フ關係カラシマシテ、恩給ノ恩典ニ與ルコトガ出來ナイト云フ結果ニナル場合モ起ルノデアリマス、是ハ將來ニ於キマシテ、恩給法ト是等ノ兵役トノ關係ヲ何等カノ方法ヲ以テ是正ヲセンケレバナラスト云フ點ニ關シマシテ、目下研究ヲシテ居ルヤウナ實情デアリマス

改正要綱ニ依リマスト、第一號表ノ第五項
デアリマスカ、尉官以下總テ現行ヨリモ二
割ノ増給ト云フコトニ要綱ニ擧ゲラレテ居
リマスガ、私計算シテ見マスト一割七分餘
シカ上ッテ居リマセヌ、是ハ最初二割上ゲル
積リデ計算サレタノガ、是デハ上リ過ギル
ト云フノデ一割七分程度ニ止メラレタノカ、
或ハ單ナル計算ノ御間違カ、何カソコニア
リサウニ思フノデスガ、其計數ヲ御伺シタ
イト思ヒマス

數ノ上ニ上ヅテ來タノデアリマス

○會和委員 次ニ恩給金庫ニ付テ御伺シタ

イ思ヒマス、提出サレテ居リマスル法案ノ

第三條ヲ見マスト、資本金増額ノ際ニハ主

務大臣ノ認可ヲ受ケルコトニナッテ居リマ

スガ、減資ノ場合ハドウナルカ、或ハ減資

スルコトヲ豫想シ居ラレナイノデアルカ、

或ハ減資ニナッテ居リマスガ、若シ主務大臣ノ認可ヲ

受ケテ増資ヲサレタ場合モ、ヤハリ政府

更ニモウ一ツハ此資金全部ヲ政府ハ何故御

出シニナラナイカ、先般ノ御説明ニ依リマ

スト、財政トノ關係ヲ云々サレテ居リマス、

併ナガラ是ハ後程又御伺シタイノデアリマ

スガ、此恩給金庫設立要綱ニ附屬シテ居リ

マスガ、私共現狀カラ考ヘマシテ、減資ト

云フ場合ハナイノデハナカラウカ、寧ロ増

細表ト云フモノヲ見マスト、相當年數ノ間

六百万圓ダケノ資本金デオヤリニナルヤウ

デアリマス、サウシテ政府ノ出資金ハ僅ニ

百万圓シカ出シテ居ラナイ、百万圓出シテ

ソレデ運用シテ行カウトナサレルガ、寧ロ

思切ツテモウ五百万圓増シテ最切カラ六百

万圓出シテナサイマスレバ、此計算ニ依ル

ト、此儘デ可ナリヤツテ行ケルヤウニ思ヒ

マスガ、政府ハ何故之ヲ全部御出シニナラ

ヌノカ、若シ政府ガ全部御出資ニナルナラ

バ、配當ノ心配モナク、此恩給ニ依ツテ金融

ヲ得ントスル人ニ一層有利ニ回轉出來ルノ

デハナカラウカ、吾々ハ勿論國民トシテ國

相當關心ヲ持ツテ居リマス、併ナガラ茲デ政

府ガ僅カ五百万圓出サレルカ出サレヌカニ

依リマシテ、此金庫運用上、實際問題トシ

テハ非常ニ難易ノ差ガアルト思フ、唯資金

ヲ六分ノ五外カラ仰ガレルガ爲ニ少カラヌ

手數ガ掛ル、デアルカラ寧ロ思ヒ切ツテ政

府ガ之ヲ全額出資ナサル御意向ヲ御持ハナ

イカト云フコトヲ御伺シタイノデアリマス

ス、其一ツ致シマシテ一體恩給受給者ト

云フ者ハ、既ニ國家カラ多大ノ恩惠ヲ受ケ

給受給者ニ對シテ、更ニ恩惠ヲ施スヤウナ

恩給金庫ト云フヤウナモノヲ作ルコトガ、

所謂官僚獨善デハナイカト云フヤウナ非難

モ聞クノデアリマス、私共モ其點ニ付キマ

シテハ、受給者自身トシテハ餘程自制ラシ

ナケレバイケナイノデハナイカ、本來ノ趣

旨カラ申シマスレバ、恩給ナリ年金ナリヲ

リマシテ拂込資本金ノ十五倍迄ノ恩給債券

ヲ發行シ得ルコトニナッテ居リマスノデ、

資金關係カラ申シマスレバ四億五千万圓迄

度ニ背負ツテ行クト云フ積リデ、金額出資ト

云フコトニナッテ居ルコト考ヘマス、恩給

ナイデ、一部分國家ノ助力ヲ得テ、國家ノ

保護監督ノ下ニ民間ノ資力ヲモソレニ加ヘ

テ、自給自足的ニヤツテ行カウト云フノガ、

此金庫ガ資本金五百万圓ヲ限リ政府カラ出

ナイカト云フ御尋デアリマスガ、此點ハ少

シク金庫ノ本旨ニ付テノ御説明ヲ致シマシ

タナラバ、御諒解ガ行クコトト考ヘルノデ

ガ又色々弊害ヲ伴ツテ居ルト云フ實情デア

リマスノデ、其實情ノ方面カラ考ヘレバ、

何等カノ施設ヲシナケレバナラスト云フコ

トニナルノデアリマス、其方面カラ考ヘマ

シタ時ニ、私共ハ恩給金庫ヲ餘り是以上ニ

政府ノ御厄介ニナラナイデ、受給者自身ガ

已ムヲ得ザル場合ノ已ムヲ得ザル手段トシ

テ、自給自足的ニヤツテ行クト云フコトガ宜

シノデハナイカ、平タク申シマスレバ受

給者側ノ立場ニ立ツテ遠慮シタ方ガ宜イノ

デハナイカト實ヘ考ヘテ居リマス、ソコデ

金庫ヲ作リマスニ付キマシテモ、例ヘバ庶

民金庫ノ如キハ、是ハ國家ノ政策トシテ國

自體ガ或ル程度ノ危險ヲ負擔シテ、庶民階

級ノ金融ヲシヨウト云フノデアリマスカ

ラ、其資本金ハ全部國家ガ負擔シテ、又ソ

レニ對スル損失等ニ付テモ、國家ガ或ル程

度ニ背負ツテ行クト云フ積リデ、金額出資ト

云フコトニナッテ居ルコト考ヘマス、恩給

ナイデ、一部分國家ノ助力ヲ得テ、國家ノ

保護監督ノ下ニ民間ノ資力ヲモソレニ加ヘ

テ、自給自足的ニヤツテ行カウト云フノガ、

此金庫ガ資本金五百万圓ヲ限リ政府カラ出

資ヲ受ケマシテ、他ヘ金庫自體ガ調達スルト云フ考ヲ取入レタ理由デアリマス、隨テ將來増資ノ場合ニ政府ガ五百万圓以上ノ出資ヲスルカシナイカト云フコトハ、其時ノ狀態ニ依ツテ決マルノデアリマシテ、只今力ラ其額ヲ更ニ増額スルカドウカト云フコトハ、御答申上ゲ兼ネルト思フノデアリマス、更ニナゼ全部拂込ラシナイカ、是へ只今モ申上ゲマシタヤウニ、金庫ハ成ベク自給自足デ行キタイト云フ關係上、而モ又一面カラ言ヒマスレバ、成ベク安イ資金ヲ得マシテ、其「コスト」ノ安イ資金ヲ運用シマシテ、拂込資本金ヲ運用資金ニスルト云フコトハ必シモ有利デナイノデアリマス、私共ノ考ヘテ居リマスルノハ拂込資本金ハ金庫フ財的基礎ヲ固メル程度ニ止メ置イテ、運用資金ハ之ヲ借入金又ハ恩給債權等ニ依ツテ得タイト云フ風ニ考ヘテ居リマス、サウシテ又其點ニ付キマシテハ、或ル程度ノ自信ヲ持ツテ居リマシテ、拂込ノ資本金ニ對シマシテハ、後ノ拂込義務等ノ關係上、多少剩餘金ノ配當等モシナケレバナラナイト思ヒマスノデ、ソレヨリモ寧ロ有利ナ借入金或ハ恩給債權等ノ發行ニ依ツテ、運轉資金ヲ得テ行クト云フ方ガ有利ダ、隨テ當分

ハ五分ノ一以上ノ拂込ハ徵收シナクテモ宜
イノデハナイカ、資金運用ノ關係ヲ見マシ
テ、必要ガアレバ順次拂込ヲ徵收シテ行ク
方ガ宜シイノデハナイカト云フ風ニ考ヘテ
居リマス

酌ニナラナイ御方針デアルカ、更ニ此解散ヲ必要トスル場合ノ處理ニ關シテ御制定ナル所ノ法律ニ於テ、如何ナルコトヲ御規定ニ定ニナル御考デアルカ伺ヒタイ

酌ニナラナイ御方針デアルカ、更ニ此解散ヲ必要トスル場合ノ處理ニ關シテ御制定ニナル所ノ法律ニ於テ、如何ナルコトヲ御規定ニナル御考デアルカ伺ヒタイ

○高木政府委員 前段ノ方ノ御質問ニ對シ
マシテ、私ノ申上ゲタ言葉ガ少シ不十分デ
アツタカト考ヘマスガ、金庫ガ自給自足デ行
クト申上ゲマシタコトハ、必シモ受給者ガ
其出資ノ大部分ヲ持ツト云フ意味デハナイ
ノデアリマス、實ハ此出資ノ割當等ニ付キ
マシテハ、マダハッキリシタコトハ申上ゲ兼
ネルノデアリマスケレドモ、總額三千万圓
ノ出資ノ中デ、五百万圓ハ政府ガ持チ、ア
トノ二千五百万圓ハ大體民間ノ資力ニ俟ツ
積リデアリマスガ、ソレ等モ主トシテ公ノ
性質ヲ有スル方面カラ成ベク得タイト云フ
風ニ考ヘテ居リマス、又一部分ハ是ハ昨年
モ此委員會デ申上ゲタコトデアリマスカラ
差支ナイト考ヘマスケレドモ、宮内省方面
カラモ出資ヲ一部受ケルコトニナツテ居リ
マス、ソレカラ又公ノ方面ト申シマシテモ、
一寸御諒解ガ付キニクイカト思ヒマスガ、
例ヘバ役所ノヤツテ居リマス共濟組合、詰リ
官業共濟組合或ヘ其他ノ軍人後援團體ト云々
タヤウナ方面カラモ、相當ノ出資ガアルダ
ラウト考ヘテ居リマス、若シソレガ不足ヲ

生ジマシタ場合ニハ、一部分ヲ公募スル積リデアルノデアリマシテ、其公募ハ成ベク恩給受給者ノ意思ヲモ取入レルト云フ立前カラ、何等カノ方法ヲ以テ優先的ニ應募セシムルヤウニシタラ宜カラウカト云フ實ハ腹案ヲ持ツテ居リマス、ソレデアリマスカラ、出資ノ大部分ヲ受給者ノ出資ニ俟ツト云フ意味ハナインデアリマス、次ニ受給者側ノ意思ガ金庫ニ現ハレナイデハナイカト云フ御尋デアリマシテ、是ハ御尤ダト思ヒマスガ、此點ニ付キマシテモ非常ニ多數アル所ノ受給者ノ意思ヲ一々取入レテ行クト云フコトモ困難デアリマスカラ、甚ダ不十分デハアリマスガ、評議員會ノ評議員ト致シマシテ、サウ云フ方面ノ人々ヲモ之ニ加ヘマシテ、其人々ヲ通ジテ金庫ニソレバノ意思ノ傳達ヲ願フヤウニ致シタイト考ヘテ居リマス、尙ホ解散ノ場合ニドウ云フ處置ヲ執ルカト云フコトニ付キマシテハ、是ガ解散ニナルヤウナコトデハ實ハ困ルノデアリマシテ、解散ニナラナイヤウニト云フコトヲ以テ善處スル積リデアリマスカラ、只今ノ所解散ノ場合ニ於ケル處置ニ付テハ、具體的ノ意見ハ持合セテ居リマセヌ

ル残餘ノ貸付金ニ付テハ恩給金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ債權ヲ拋棄スルコトヲ得」ト云フ條文デアリマス、是ハ斯ウ云フコトハ餘リナカツト云フコトニ御豫想ナサツテ居ルカラダラウト私ハ思フノデアリマス、併ナガラ此條文ガアル以上ハ、實際事務ヲ取扱フ方々ノ中ニ、此觀念ガ先入主トナツテ取扱ガ放漫ニナリヘシナイカ、或ハ又全部放漫ニナラナマイマデモ、果シテ公正ナル取扱ガ出來ルデアラウカ、大體今度ノ金庫法案ノ骨子ト致シマシテハ、三百四十五圓位ノ平均恩給額ノ三年分、約千圓位ヲ御貸シニナル御豫定ラシイデスガ、サウ云フ豫定ヲ大體立テ置イテ、サウシテ斯ウ云フコトヲ豫想サレテ居ルカ、詰リ死亡其他ニ依ル失權ト云フコトヲ見込マレテ居ルノデアルカ、或ハ其他何カサウ云フヤウナ狀態ヲ豫想サレテ居ルノデアリマスルカ、ソレヲツ伺ヒタイ

○高木政府委員 只今ノ御尋ノ債權ノ拋棄ニ付キマシテハ、大體恩給年金ノ給與金ヲ以テ元金利子ニ充當致スノデアリマスカラ、金庫ガ缺損致スト云フ場合ハ殆ドナイト考ヘテ居リマス、併ナガラ萬一死亡等ノ事由ニ依リマシテ、ドウシテモ取ルコトガ出來ナイト云フ場合ニハ、金庫ガ之ヲ負擔スル

ト云フコトヲ書キマシタノデ、之ニ依ツテ放漫ニ債權ヲ拋棄スルト云フ積リデハ實ハナイノデアリマス、金庫ト致シマシテハ、民間ノ資力ヲモ取入レテ經營致シテ行キマス、間ノ手段ハ盡スノデアリマスガ、其手段ヲリノ手段ハ盡スノデアリマスガ、其手段ヲ盡シマシテ、尙ホ徵收ガ出來ナイト云フヤウナ場合ニ於テハ、此規定ニ依ツテ拋棄スルコトガ出來ル云フ條文ヲ置イタノニ過ギナイノデアリマス

○會和委員 大變時間ヲ戴キマシタガ、モウニツ三ツ御尋シマス、此「恩給金庫設立要綱」ノ最後ニ付ケラレテアリマス「恩給金庫計畫概要及恩給金庫收支明細表」ニ付テ御伺ヒ致シタイ、先づ概要ノ第六、「新契約者ノ失權率ヲ平均年三分トシ第一年ハ其二分ノ一トス」ト云フ條項ト七ノ「貸付運用金ハ平均第一年一・五年分、第二年二・二年分、第三年以降二年分トス」、ソレカラ第十二ノ一年平均三分ノ補償料ヲ貸付ニ際シ一時ニ徵收ス」、此三ツノ項目ヲ置カレタ大體ノ方針ヲ伺ヒタイ、第六ト七ト十二トアリマス

ノ實績ニ依リマシテ、失權ガ大體三分近クノ計數ニナツテ居リマスノデ、只今金庫ガマシタ譯デス、ソレカラ其次ノ貸付運用金、其第一年ハ二分ノ一ト申シマスノハ、半年分ノ積リデアッタノデス、事業計畫ガ半年分ニナツテ居リマシタノデ、二分ノ一ト云フコトニ計算シタ譯デス、ソレカラ次ニ貸付運用金ヲ平均第一年ハ一・五年分、第二年ハ二・二年分、第三年以降ハ二年分トシマスノハ、トニ計算シタ譯デス、ソレカラ次ニ貸付運用金ヲ平均第一年ハ一・五年分、第二年ハ二・二年分、第三年以降ハ二年分トシマスノハ、是ハ資金運用金ヲ運轉シテ參リマス中ニ回収サレテ來ル金モアリマスノデ、平均ノ運用比率ヲ斯様ニ致シタ譯デス、ソレカラ第十二ノ一年平均三分ノ補償、此點ハ實ハマダ正確ナ計數ヲ申上ゲルコトガ出來ナインテアリマスガ、大體只今計畫シテ居ルコトヲ申上ゲマスト、貸付金利息ハ年六分トシテ居リマシテ、此方ニハ危險分子ト云フヤウナモノノ補償料ヲ含ンデ居リマセヌ、從來一般ニ行ハレテ居リマシタ恩給年金擔保ノ貸付ニ於キマシテハ、其貸付額或ハ其額ノ中ニハ、生命ニ對スル純保險料以外ニ、其他ノ失權危險ヲモ見ナケレバナラナイト思ヒマス、ソレデアリマスカラ、只今茲ニ申シマス平均三分ノ補償料ノ中ニハ、誰デモ同ジデアル不動分子デアル所ノ危險率ト、各人ニ依ツテ相違スル——年齡ニ應ズル生命保險料ニ相當スル補償料ヲ包含シテ居リマ

二十万八千圓、第二年ニ於テ五千五百四十
六万九千圓、第三年ニ於テ七千五百八十四
万二千圓ト段々殖エテ居リマス、第十年ニ
至ッタナラバ一億六千七百九十二万四千圓
ニナツテ居リマス、所ガ先ヅ一例ヲ取ッテ見
マスト、第九年ノ所デハ貸付残高ガ一億六
千二百十三万二千圓ヲ残シテ、サウシテ其ノ
翌年ノ第十年ニ至ッテ新規貸付金ガ八千七百
二十九万圓ト云フコトニナツテ居リマス、サ
ウシテ其ノ年ニ於テ新規借入金ヲ五百万圓
シテ居ル、新規貸付金ノ豫想ガ八千七百二
十九万圓デアルナラバ、何ガ爲ニ前年度ニ
此貸付残高ト云フモソ一億六千二百万圓モ
持ツテ置カナケレバナラヌカ、又是ダケ残高
ガアルナラバ、何故十年ニ於テ新借入ヲシ
ナケレバナラヌカ、斯ウ云フ運用ノ仕方ハ
甚ダ私ハ此金庫ノ基礎ヲ固メル上ニ付テ贅
澤ナヤリ方ダト思フノデアリマスガ、ソレ
トモ何カ他ニ御考ガアルノデアルカ御伺シ
タイ

○高木政府委員 貸付残高ト申上ゲマスノ
ヘ、貸付ノ運用金デアリマシテ、是ダケ
ノモノガ残ツテ居ルト云フ意味デヘナイノ
デアリマス、詰リ貸付總額ノ中デ、此年度
ニ残ツテ居リマス額ガ一億六千二百万圓ト云
フコトニナル譯デアリマス、ソレデアリマ
スカラ新規借入五百万圓、是トハ別段關係
ガ起ツテ來ナイノデス

○會和委員 分リマシタ、私ノ思ヒ違ヒデ
アリマシタ、次ニハ事業費ノ金額デアリマ
スルガ、第一年ニハ百十二万圓見積ラレ、
第二年ニハ百十七万八千圓、段々年數方經
チマスト幾ラカ殖エテ居リマスガ、一方之
ニ較ベテ事業其モノハ非常ニ増大シテ居ル
ノデアリマス、此ノ事業費ノ見積ガ私ハ少
イデハナイカト思フノデアリマスガ、大體
此位ノ金額デ賄ツテ行ケルト云フ確信ヲ御
持チユナツテ居ラレルノカト云フコトヲ御
伺シタイトノデアリマス

○高木政府委員 實ハ金庫ト致シマシテハ
事業費ヲ成ベク節約致シタイト云フ風ニ考
ヘテ居リマス、事業費ガ餘リ嵩マリマスコト
ハ、結局安イ金ヲ貸スコトガ出來ナイト云
フコトニナリマスノデ、出來得ル限り事業
費ヲ節約致シタイト考ヘテ居リマスガ、唯
事業ヲ始メマシタ當初ニ於キマシテハ、調
度調辨其他ノ關係カラ致シマシテ、相當ノ
金ガ掛カルコトハ已ムヲ得ナイデハナイダ
ラウカ、其後ニ於キマシテハ出來得ル限り
事業費ニ金ヲ掛ケルト云フコトヲ節約致シ
タイ、ソレデ大體此程度ノ事業費ガアッタナ
ラバ、此程度ノ貸付ハ行ハレルト云フ風ニ

考ヘマシテ、之ヲ決メタ譯デアリマス
○會和委員 大體色々御答辯ヲ願ヒマシテ
成程ト感ジク所モアリマスシ、又ドウカト
思フ所モアリマスガ、ソレハ御互ニ斯ウ云
スルガ、第一年ニハ百十二万圓見積ラレ、
第二年ニハ百十七万八千圓、段々年數方經
チマスト幾ラカ殖エテ居リマスガ、一方之
ニ較ベテ事業其モノハ非常ニ増大シテ居ル
ノデアリマス、此ノ事業費ノ見積ガ私ハ少
イデハナイカト思フノデアリマスガ、大體
此位ノ金額デ賄ツテ行ケルト云フ確信ヲ御
持チユナツテ居ラレルノカト云フコトヲ御
伺シタイトノデアリマス

○高木政府委員 實ハ金庫ト致シマシテハ
事業費ヲ成ベク節約致シタイト云フ風ニ考
ヘテ居リマス、事業費ガ餘リ嵩マリマスコト
ハ、結局安イ金ヲ貸スコトガ出來ナイト云
フコトニナリマスノデ、出來得ル限り事業
費ヲ節約致シタイト考ヘテ居リマスガ、唯
事業ヲ始メマシタ當初ニ於キマシテハ、調
度調辨其他ノ關係カラ致シマシテ、相當ノ
金ガ掛カルコトハ已ムヲ得ナイデハナイダ
ラウカ、其後ニ於キマシテハ出來得ル限り
事業費ニ金ヲ掛ケルト云フコトヲ節約致シ
タイ、ソレデ大體此程度ノ事業費ガアッタナ
ラバ、此程度ノ貸付ハ行ハレルト云フ風ニ

○高木政府委員 金庫ノ機關ノコトニ付キ
マシテハ私共ノ方デモ色々研究致シタノデ
アリマスルガ、唯産業組合其他ノ機關ニ代
行ヲ許スト云フコトハ一寸困難カト思ヘレ
ルノデアリマス、ソレハ一ツハ只今ノ状況
カラ申シマシテ、年金恩給ヲ擔保トシテ金
ヲ借リマスト云フ者ノ大部分ハ、都會地居
住者ガ多イノデアリマス、是ヘ代理受領ノ
分布ノ關係ヲ實際遞信省ニ於キマシテ調査
致シタ結果ガサウデアリマス、又金融業者
ノ現在居リマス關係カラ考ヘマシテモ、サ
ウ農村マデ及ンデ居ル譯デモナイノデアリ
マス、大體實際ノ必要ハドウ云フ方面ニ多イ
カト言ヒマスト、ヤハリ都市ニ多イト考ヘ
ラレルノデアリマス、是ハ今度ノ恩給法ノ改
正ニ依リマシテ増額サレマス遺族扶助料ナ
ドニ付テモサウ云フコトガ考ヘラレルノデ
アリマスルガ、例ヘバ劃一的ニ最低三百圓ナ
ラ三百圓ノ扶助料ヲヤルト云フヤウナ場合
ニ農村ノ居住者ト都市ノ居住者トデハ生活
上ノ難易ニ於テ相當ノ差ガアルト考ヘテ居
リマス、隨テ農村ニ於テハ私共ハ大體現在ノ
物價ノ程度デアリマスレバ、農村デ三百圓
貰ッテ居ル階級ト、都會地ニ於テ三百圓ノ扶
助料ヲ貰ッテ居ルト云フ者トテハ可ナリ差
異ガアルト考ヘマス、隨テ此金庫ヲ利用ス

ルヤウナ場合ニ於テモ比較的ニ都市ノ方ガ
多イノデハナイカト思ッテ居リマス、ソレカ
ラ又一面恩給金庫ノ本質ノ問題カラ申シマ
スト、是ハ昨日最上サンカラモ其御意見ガ
シテ居リマスコトハ金庫ガ出來タ爲ニ、金
ヲ借リテ濫用スルモノガ多クナルノデハナ
イカト云フコトヲ懸念サレルノデアリマス、
又實際上ヨリシテモサウ云フコトハ少クナ
イノデアリマス、現ニ私共ノ方デ扱ッテ居リ
マスモノノ中ニモ、陸軍ノ將官トモ言ハレル
ヤウナ人ガ金融業者カラ金ヲ借リマシテ、ソ
レヲ資本ニシテ結局終ヒニ刑事問題マデモ
シテハイケナインデハナイカ、恩給金庫ト
云フモノヲモウ少シ政策的ニ考ヘマシテ、私
共ハ恩給金庫ガ金貨ノ代理機關ニナルト云
フコトダケデ満足シテハイケナイ、寧ロ受
けレドモ、差向ノ問題トシテヘ、ソコ迄ノ
必要ハナイノデハナイダラウカト云フ風ニ
考ヘテ居リマス。

○馬岡委員 特別借入金ガ外ニモ出テ來ル
トスルト、法ヲ無視サレタヤウナコトニナッ
テシマヒマス、本法ガ無視セラレタ借入金
カラ出テ來タヤウナ形ニナリマスカラ、益、
疑問ヲ深クスルノデス、斯ウ云フコトヘ明
瞭ニ一ツ目論見書デ表ハシテ戴キタイ
○高木政府委員 承知シマシタ
○坂東委員 一寸議事進行デ申上ゲマスガ、
此間要求ラシマシタ資料ガマダ來テ居ラヌ
ノガアリマス、即チ現在恩給金融業者カラ
借リテ居リマスル者ノ入ツテ居リマスル保
險金額、是ノ必要ハ申ス迄モアリマセヌガ、
若シ金庫法ガ出來マスレバ、補償料ヲ取ル
爲ニ、其保險ニ入ツテ居ル人間ハ其保險契約
ヲ抛棄スルコトニナリマス、隨テソレヲ知
ル必要ガアル、又此間願ヒマシタ中デ、大

性質ノモノト、消極的ニ、已ムヲ得ザル場
合ニ背ニ腹ハ代ヘラレナイカラト云フ意味
デ金ヲ貸シマス金庫ノ分布ト云フコトハ、
其間ニヤハリ相當ノ差ガアツテ宜イノデハ
コトハ、漸時金庫ノ手足ヲ擴張致シマスコ
トハ必要ダト考ヘテ居リマスケレドモ、サ
ガ舍マレテ居ルノデアリマス
○高木政府委員 只今ノ御尋ノ新規借入金
ノ百万圓ト云フノハ、事業費ノ特別借入金
ガ含マレテ居ルノデアリマス
○馬岡委員 特別借入金ガ外ニモ出テ來ル
トスルト、法ヲ無視サレタヤウナコトニナッ
テシマヒマス、本法ガ無視セラレタ借入金
カラ出テ來タヤウナ形ニナリマスカラ、益、
疑問ヲ深クスルノデス、斯ウ云フコトヘ明
瞭ニ一ツ目論見書デ表ハシテ戴キタイ
○高木政府委員 承知シマシタ
○坂東委員 一寸議事進行デ申上ゲマスガ、
此間要求ラシマシタ資料ガマダ來テ居ラヌ
ノガアリマス、即チ現在恩給金融業者カラ
借リテ居リマスル者ノ入ツテ居リマスル保
險金額、是ノ必要ハ申ス迄モアリマセヌガ、
若シ金庫法ガ出來マスレバ、補償料ヲ取ル
爲ニ、其保險ニ入ツテ居ル人間ハ其保險契約
ヲ抛棄スルコトニナリマス、隨テソレヲ知
ル必要ガアル、又此間願ヒマシタ中デ、大

者ガ恩給ヲ擔保ニスル意思ナクシテ金ヲ借
リタ時ハ、恩給證書ハ取返スコトガ出來マ
スカラ、其者ハ詐僞罪ヲ成立スル例ガアル、
其例モ一ツ御願シタイ、又恩給證書ヲ再交
付シタ人名、並ニ金額、ソレノ必要ナルコト
ハ此再交付ヲ受ケタル所ノ恩給受給者ハ、
之ニ依テ前ノ債務、即チ金融業者ノ債務、
ソレヲ踏倒シテ居ル事實ガアルニ違ヒナ
イ、ソレ等ヲ十分審議スル必要ガアリマス
カラ、ソレヲ明細ニ御提供ヲ願ヒクイ
○高木政府委員 御要求ニナリマシタ資料
ニ付キマシテ、實ハ昨日御断リ申上ゲル考
デ居ツタノデアリマスガ、丁度御出席ガゴザ
イマセヌノデ申上ゲルコトガ出來ナカッタ
ノデスガ、第一ノ保険金額ニ付キマシテ
ハ、實ハ代理受領ノ總數自身ガ金融關係ト
云フヤウニモ考ヘラレマセヌノデ、隨テ保
險ガドレダケアルカト云フコトモ一寸御答
致シ兼ネルノデアリマス、ソコデ大體論ト
致シマシテ、借入金ノ額、或ハ其額以上
ノ保険金額ガ付ケテアルモノト云フコトヲ
表ニ附記致シテ置イタ積リデアリマス、次
ニ大審院ノ判例ニ付キマシテハ、受給者側
カラ證書ノ返還ヲ請求シタ場合ニ於テ、大
審院ハ常ニ其要求ハ正當ナリ、詰リ恩給ヲ
擔保トル金融ハ違法ナリト云フ判例ヲ

貫シテ居ルノデアリマシテ、ソレニ反スル
ヤウナ判例ハ見當ラナイノデアリマス、詐
偽トナルカドウカト云フコトニ付キマシテ
ハ、是ハ其時ノ状況ニ應ズルモノデアリマ
シテ、其當事者ノ意思如何ニ依ツテ詐偽犯
ヲ構成スル場合モアリ、構成セザル場合モ
アルト考ヘマシテ、其ドノ場合モ必シモ詐
偽罪ヲ構成スルモノダトハ考ヘラレヌノデ
アリマシテ、ソレニ對スル大審院判例ト云
フヤウナモノハ、實ハ見當ラナカッタノデア
リマス、私共ノ方ノ調べテ居リマスノハ、
恩給年金ヲ擔保トスル金融ハ違法ナリヤ否
ヤト云フコトニ對スル大審院判例ヲ調査シ
タノデゴザイマスガ、之ニ反スル判例ハ見
當ラナカッタノデ、實ハ御出シヲ致シ兼ネク
ノデアリマス、ソレカラ再交付ノ各人別、
人名ニ付テノ御要求ガアリマシタガ、是ハ
實ハ個人ノ名譽ニ關スル問題デアリマシ
テ、官廳ノ機密ト云フ關係上、甚ダ遺憾ナ
ガラ差上ゲル譯ニ行キ兼ネルト存ジマス
○坂東委員 保險ノ方ハ大體宜シウゴザイ
マス、再交付ノ方ハ機密事項ダカラト云フ
コトデアリマスガ、再交付ト云フコトハ普
通ノ行政處分デナイノデスカ、隨テ官報其
他ニ發表シテ居ルノデヤナイデスカ、ソレ

○高木政府委員　此各個ノ處分ニ付キマシテ
テハ個人ノ名前ガ出マスノデ其分ニ付テハ
ヤヘリ官廳ノ機密ト考ヘテ宜シカラウト思
ヒマス、法規命令トシマシテ再交付スルト
云フ抽象的ノ問題ニ付キマシテハ、無論御
答スルコトガ出来ルト思ヒマスガ、誰ガ誰
カラドレダケ借リテソレデ再交付シタト云
フヤウナコトハ、個人ノ名譽ニ關スル問題
デアリマスノデ、行政官廳トシテハ之ヲ公
表スルコトハ穩カデナイト考ヘマス

○坂東委員　一寸申上ゲマスガ、私ノ質問
ノ時ニ詳シク御伺シマスルガ、アノ勅令及
ビ閣令ヲ見マシテモ、其恩給受給者ノ債權
債務ノ關係ノ明細書ヲ出スヤウニナッテ居
ル、然ラバ恩給局ガ之ヲ裁定スル場合ニ
ハ、此恩給ハ何ボ借ガアル、何ボ拂ツテ居ル
ト云フコトヲ調べテ裁定スバキモノデナイン
カト思ヒマス、サウ云フ意味カラ其内容ヲ
十分研究シテ見ナイト、此審議ニ非常ニ支
障ヲ來スト思フ、ト申シマスノハ既ニ恩給
ノ金融業者ノ貸金ハ二億何千万圓アル、若シ
シ今ノヤウナ筆法ヲ以テスレバ、此二億何
千万圓ノ貸金ハ全部踏倒サレ、所謂一種ノ
相剋摩擦ガ起シテ參ル、サウ云フ意味カラ審
議上必要デアリマス、若シ此再交付ノ人名
ガ祕密デアルトシマスレバ、別ナ方面カラ

内容ヲ研究スル所以デアル、斯ウ考ヘマスカラ、サ
ウ云フ意味ニ於キマシテ十分ニ御伺スルコ
トニ致シマス、尙ホ勅令、閣令等ノ法規關
係ハ出テ居リマスカ

○高木政府委員 出テ居リマス

○坂東委員 ソレデハ足ラヌ分ハアトデ御
伺致シマス

○前田委員長 本日ハ是ニテ散會致シマ
ス、次會ハ公報ヲ以テ御通知申上ゲマス

午後零時十分散會

昭和十三年二月二十二日印刷

昭和十三年二月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局